

別添4

子子発1225第1号
社援基発1225第1号
障障発1225第1号
老高発1225第1号
平成29年12月25日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等の耐震化状況調査結果の公表及び耐震化の推進について

社会福祉行政の推進については、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成28年3月31日時点における「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」について、その調査結果を取りまとめ、別添のとおり公表しましたのでお知らせします。

また、今回調査結果においては、前回調査結果に比べ耐震化率が向上したところですが、未だ耐震化されていない施設等が一定程度見受けられるところです。

社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されていることから、災害が発生した場合であっても、利用者の安全が確保されるよう、耐震化整備を推進していくことが必要です。

都道府県・指定都市・中核市におかれでは、未耐震施設等について、個別のヒアリング等により、耐震化に向けた課題や今後の計画を把握するとともに、国庫補助制度※や独立行政法人福祉医療機構の融資制度の活用について助言を行う等、計画的に耐震化整備を推進していただきますようお願いします。

また、公立施設については、消防庁所管の「緊急防災・減災事業債（別紙参照）」の活用が可能であるので、防災担当部局とも連携の上、こうした制度の有効な活用についても併せて検討いただくようお願いします。

※ 社会福祉施設等施設整備費補助金、地方改善施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

併せて、社会福祉施設等については、災害時に地域の高齢者、障害者等を受け入れる福祉避難所としての機能も期待されることから、耐震化等整備に当たっては、避難スペースの整備等についてもご配慮いただきますようお願いします。

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く)】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設（地域防災センター等） ○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段 ○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設 ○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設 （空調・Wi-Fi等）の整備 ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転
<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備</u> 	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備</u>
<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等
<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>

(※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度